

平成 23 年 2 月 9 日

第 6 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 1 月 26 日（水）午後 7：00～9：10

場 所： 保健福祉センター 2 階 大会議室

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 36 名、オブザーバー（西方町）4 名
事務局： 増山課長補佐他 6 名

議事要旨

○ 委員長

- ・ 今回は市民の権利、市民の責務、青少年や子ども、事業者の責務、地域自治について検討を行う。
- ・ 前回の項目は 1 回の検討では積み残しがあったということで 2 回検討を行ったが、これからは予定通り進めて行きたい。
- ・ 今回の会議では 5 項目について一通り検討するペースで進めてもらいたい。
- ・ これから 1 時間程度検討してもらうので進行役は時間配分を考えて議論してもらいたい。
- ・ ワークシートを基に効率的に議論してもらいたい。
- ・ 前回も確認したが、今回も市民会議の 3 つのルールを守ってもらいたい。
- ・ 1 つ目は、積み残しがないようにすべての項目について検討してもらいたい。
- ・ 2 つ目は、全員が発言できるようにしてもらいたい。
- ・ 3 つ目は、意見の言いっぱなしにならないように、色々な意見を聞くように心がけてもらいたい。
- ・ 意見の取りまとめに苦勞してる班長がいるようだが、進行は班長でなくてもかまわない。進行役を代えて気分を変えるのもいいし、意見の取りまとめの苦勞を皆で分かち合うのもよい。

(1) グループ討議 議題： 条例骨子の検討

(市民の権利、市民の責務、青少年や子ども、事業者の責務、地域自治)

○ 委員長

- ・ 1 時間程度を目途に検討を行ってもらいたい
(班ごとに議論)

D班まとめ

○ D班委員

- ・ 市民の権利については、旧栃木市の条文は憲法等とダブるところもあるので、それは別に定義し、旧大平町の条文を基にしたらよいのではないか。
- ・ 基本的に権利は市民の目線からの権利を考えて行きたいという意見が出た。行政サイドの市民と、実際に生活している市民の目線が異なるという意見が出た。
- ・ 市民の責務については、権利と責務は裏腹な状況である。次世代への責務が重要で、旧栃木市と旧大平町の人権と環境以外の項目で検討して、残ったものを定義すればいいという意見があった。
- ・ 旧大平町の条例で定義している人権と環境については自治基本条例とは別の条例で定義したほうがよいという意見があった。
- ・ 青少年や子どもについては、旧栃木市の「それぞれの年齢に応じた関わり方」という表現がよいという話になった。旧大平町の20歳未満のように年齢を明確にする必要はないのではないか。
- ・ 事業者の責務については、1項の「事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するものとする」は別の項目でよいのではないか。事業者の意味について、個人が法人か、営利か非営利かなどの意見が出た。
- ・ 地域自治については、大枠としては旧大平町の条例を使っていいのではないかと。旧栃木市の市による支援や自治組織については別の条例で定めたほうがよいという意見があった。

E班まとめ

○ E班班長

- ・ 市民の権利について検討するにあたり、市民の定義は旧栃木市の在勤、在学、法人等の定義のほうがよいのではないかと。
- ・ 市民の請求権として市長への解職、監査請求等を条例に入れたい。
- ・ まちづくりについて、参加を前提としてるのに、条文に不参加という言葉盛り込むのはどうなのだろうか。
- ・ 住民や企業に対してどのような権利を与えるのかが重要。
- ・ 法律に定義があることを法律の枠を超えて条例で定義するのはどうなのか。
- ・ 条例に入れることで法的拘束力があるのか。また、法的拘束力がないにしろ条例に入れることで抑止力になるのではないかと。
- ・ 市民の責務については、発言と行動に責任を持つこと、基本的人権を

尊重すること、環境保全に努めることは入れてもらいたい。

- ・ 納税の義務については都市計画税の問題もあるので公平な負担を明記してもらいたい。
- ・ 子ども達の健全な育成の責務は市民にあるのではないか。
- ・ 青少年と子どもについては市民の責務と一緒に明記してもいいのではないか。一方で、旧栃木市、旧大平町で明記してあることをばっさり切ってしまうといいのか。どちらにしろ、意図していることがわかりにくいのでなかなか議論が進まなかった。
- ・ 事業者の責務については、自然環境、生活環境に配慮するのは当然のことで、地域との調和を図って、よりよい地域社会を作ることにも努めなければならないということを責務として強く謳ったほうがよいのではないか。
- ・ 地域自治については、地域自治組織の意味がわからない。自治会の連合体なのか、ボランティアなどの市民団体の連合なのかわからなくて議論が進まなかった。
- ・ 地域協議会や総合支所方式の意義がわかりにくい。自治基本条例の中に地域自治区について、盛り込んでいってよいのか。

F班まとめ

○ F班班長

- ・ 市民の権利について、まず主体が誰なのかをはっきりしてほしい。参画、情報の提供、意見を表明する権利を明記すべき。市政に興味を持たせるためにも参加する仕組みをどう作るかが重要。
- ・ 市民の責務については、旧栃木市と旧大平町ではそれぞれ自治とまちづくりという言葉を使っているが、旧大平町のまちづくりという言葉のほうがわかりやすい気がする。旧栃木市の条文はよくまとまっているが、場合によっては抜け道がありそうな気がする。次世代への責務は入れるべき。
- ・ 青少年や子どもについては、まず年齢についてが問題になった。主権者を明確にするために年齢を明記する必要もあるかと思われるが、まだ議論が必要だと思われる。住民投票条例の年齢も参考になるかと思われる。
- ・ 事業者の責務については、事業とは個人の営業者、法人の代表者になるのだと考えた。「寄与」という言葉を使っているが「貢献」という言葉にしたらどうか。
- ・ 地域自治については、旧大平町の地域共同体という言葉はイメージしづらい。旧栃木市の地域自治については支援をするということが明記

されているが、これは NPO などの団体の根拠としてのものだと思われるから、明記するべきであろう。また、自治会のいついても明記するべきだろう。

A班まとめ

○ A班班長

- ・ 市民主体で考えていくという前提で始まった。市民主体となるとわかりやすいのは旧大平町の文言であると考えたので、文体は旧大平町に習うべきだろうという意見があった。
- ・ 市民の権利については、まず人権の尊重、市民としての平等権をまず謳うべきである。平等には性別、年齢、地域、国籍等の差別を禁止するということが含まれる。
- ・ 当然参画権も必要だが、同時に不参画の権利も謳わないと強制になってしまう。
- ・ 市民として平等に居住する権利を明記するべき。
- ・ 法人の責務はあるが、権利はどうか。法人は代表者が個人として権利を有するということを含むべきではないか。
- ・ 市民の責務については、個々人が自覚を持って主体的にまちづくりを進めるべき。
- ・ まちづくりについては環境問題も含め、次世代に託することができるものでなければならない。
- ・ まちづくりの負担については、旧大平町のように税金のみについて明記するのではなく、旧栃木市のように広い意味での負担とするべきではないか。
- ・ 青少年と子どもについては年齢で規定するのではなく未青年というくくりで定義し、年齢に応じて参加できるほうがよいのではないか。また、未成年を犯罪から守る地域づくりの責務があるのではないか。
- ・ 事業者の責務については、生活環境の保全や、そこで働く人の基本的人権を遵守する責務があることを謳うべき。事業主個人としては地域との調和を図る責務があると考えられる。
- ・ 地域自治については、自治組織としては、設立の自由や、入退会の自由等が保障されなければ市民主体という目的からずれてしまうから、そういったことも明記するべき。
- ・ 自治組織の考え方について結論は出なかったが、ありかたとして、これからは地域にも高齢者が多くなっていくわけだから、安心安全の地域づくりのためにも高齢者への関与が重要になってくるので、そういったことも明記するべき。

B班まとめ

○ B班班長

- ・ 市民の権利については、旧大平町のまちづくりに参加する権利の中の「自主性及び自立性が尊重される」意見を表明する権利は入れてほしい。主権者としての権利を入れてほしい。
- ・ 市民の責務については、持続可能な地域社会や環境保全を盛り込んでほしい。負担については納税の義務を明確にしたほうがよい。
- ・ 青少年と子どもについては、青少年や子どもが健やかに育つ環境の整備は入れてほしい。全ての子ども達を見守る義務があり、地域の人たちにほめられた子ども達はその地域を好きになる。まちづくりは人づくりという観点からするとこれは重要。
- ・ 事業者の責務については、事業者も市民という意識を持たせるためにも必要。事業者の定義については商工会議所や商工会の定款を参考にしているかどうか。
- ・ 地域自治については、地域自治組織を定義するのではなく、いろいろな意見を言えるような状態にしたほうがよいのではないかと。これから自主的にできてくる組織を包括できるようにあえて自由な形にすることも必要なのではないか。
- ・ 最後に自治会について、自治会のことをよく知ってもらうための活動が必要なのではないか。

C班まとめ

○ C班事務局員

- ・ 市民の権利について考えるにあたって、市民の定義に戻った。市民の定義の最大公約数として網羅している旧栃木市の条文のほうがよいのではないかという意見になった。
- ・ 前提を踏まえたうえでの市民の権利とは、「平等な立場でまちづくりに参加する権利」「行政サービスを受ける権利」「まちづくりに参加しないことで不利益を受けない権利」の3つを入れたらいいのではないかと。
- ・ 「まちづくりに参加しないことで不利益を受けない権利」については、不利益を受けないことは権利なのか、この権利があることで参加しなくてもよいという捕らえ方をされるのではないかと、むしろ自主性を持って自由にまちづくりに参加する権利を有するという表現のほうがいいのではないかと、という意見が出た。
- ・ 市民の責務については、最重要ポイントは基本的人権の尊重。次世代への配慮も是非入れるべき。
- ・ 「～しなければならない」という表現を多用すると規制が強くて締め

付けられるような条例に感じてしまう。むしろ誓いを立てて守っていくという自主性が感じられるような条文の書き方にしたい。一方で柔らかすぎる表現は最高規範としてどうなのかという意見も出た。

- ・ 青少年と子どもについては、大人の青少年への関わり方を規定することが重要。今だからこそ、安全と健やかという概念は必要。
- ・ 事業者の責務については、地域環境のみではなく地域の人々に対する貢献があってもよいのではないか。地域にある企業として地域の人々にも率先して貢献してもらおうという趣旨。
- ・ 地域自治については、それぞれの組織の解釈として、旧栃木市の地域自治組織は「まちづくりの組織」、旧大平町の地域共同体は「まちづくりの組織の手前の組織」、とそれぞれ違うものを指しているのではないか。現状では旧大平町ぐらいでいいのではないか。

委員長まとめ

○ 委員長

- ・ 各班共通して地域自治とは何かという議論があった。イギリスには教会区ごとにパリッシュという自治組織がある。ある学者が言うには、日本では中学校区ぐらいが地域自治の区域として機能するのではないかという意見がある。中学校、小学校の同窓会組織はしっかりしているし、PTAの仕組みがそのまま地域自治に繋げていけるのではないかという考え方がある。
- ・ 栃木市は合併したことにより行政区域が広がった。昭和の大合併は中学校が設置できる大きさが自治体の目安だった。それが平成の大合併でその区域がさらに広がった。合併して広がった行政区域の中で、これまでの自治組織を残していく仕組みを考えていく必要があるのではないか。それは自治会規模で足りるのか、あるいは地域協議会が担えるのか、栃木市なりの地域自治の仕組みを考えていかなければならないと思う。
- ・ 各班の検討状況を見たが、きちんと全ての項目を検討していてよくまとまった素晴らしいグループワークだったと思う。
- ・ 次回もこのようによろしくお願いします。

終了